

各論2

(基本目標2)

住み慣れた地域でその人らしく
暮らし続けるための取組の推進

第1章
在宅で安心して暮らし
続けるための取組
P 79

第2章
認知症と共生する社会の
実現に向けた取組の推進
P 88

第3章
在宅医療・介護連携の推進
P 96

第4章
介護者の負担軽減
P 101

第5章
状態に応じた
住まいや施設の整備
P 106

第6章
高齢者関連施策の実施による
住みよいまちづくり
P 116

各論2 住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるための取組の推進

高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯が増加傾向にあり、後期高齢者の増加や家族構成の変化による老老介護や、ダブルケアなど、介護の状況や介護をしている家族が抱える問題も複雑化・複合化しています。

こうした中、介護を必要とする状態になった場合でも、自宅で暮らし続けたいと希望される方が多く、介護保険サービスの在宅サービスを利用する割合が高いことからも、住み慣れた自宅で暮らし続けられる取組を推進していく必要があります。

住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるためには、認知症施策の推進、在宅医療と介護の連携、家族介護者の負担軽減などとともに、権利擁護や虐待防止等により、本人の身体に限らず精神面の支援や意思の尊重を行い、地域生活における取組を複合的に促進していくことが必要となります。

また、様々な事情により自宅での生活が困難となった場合であっても、地域においてそれぞれの生活のニーズにあった住まいが提供されるよう、高齢者福祉施設等の整備や、住まいの確保と多様な住まい方の支援を推進します。

【老老介護】

高齢者が高齢者を介護すること



【ダブルケア】

子育てと親や親族の介護が同時期に発生する状態のこと



本市の特徴と課題

- ① 高齢者独居世帯や高齢者夫婦世帯が増加傾向（国勢調査）
- ② 本人及び家族が介護を必要とする状態になった場合でも、自宅での生活を続けることを希望されている方が多い（高齢者福祉・介護実態調査）
- ③ 介護保険サービスの在宅サービスの割合が高い（全国平均比較）

＜各論2 基本施策の体系＞

基本施策

在宅で安心して暮らし続けるための取組（P79）

- 総合相談支援体制の強化
- 権利擁護による日常生活の支援
- 虐待防止と対応体制（本人）
- 孤立化の防止
- 緊急時に備えた支援体制

認知症と共生する社会の実現に向けた取組の推進（P88）

- 支援体制の促進
- 認知症と共生する地域づくり

在宅医療・介護連携の推進（P96）

- 在宅での療養に関する情報提供の充実
- 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

介護者の負担軽減（P101）

- 介護者への負担軽減のための取組
- 虐待防止と対応体制（介護者）

状態に応じた住まいや施設の整備（P106）

- 高齢者福祉施設等の現状
- 高齢者福祉施設等の整備目標
- 住まいの確保と多様な住まい方の支援

高齢者関連施策の実施による住みよいまちづくり（P116）

- 高齢者関連施策の実施による住みよいまちづくり

第1章 在宅で安心して暮らし続けるための取組

身体機能や認知機能が低下している高齢者や、虐待を受けている高齢者、身寄りがなく人との関わりが少ない高齢者など、日常生活を送る上で何らかの支援・援助が必要な高齢者が住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるためには、介護保険サービスだけではなく、公助的な視点も必要となります。

第1節 総合相談支援体制の強化

高齢者や介護者、また地域住民の身近な相談機関として、全ての日常生活圏域に地域包括支援センターを設置しています。

高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般）では、地域包括支援センターの認知度が約65%と、前回調査時（平成28年度）と同様の結果であり、この3年間での認知度に大きな変化はありませんでした。

◆地域包括支援センターの認知度

- | | |
|------------------------------|-------------|
| 「相談や介護予防教室などでセンターを利用したことがある」 | 10.3% |
| 「センターを利用したことはないが、事業内容を知っている」 | 17.3% |
| 「事業内容は知らないが、センターがあることは知っている」 | 37.2% |
| 「センターがあることを知らない」 | 30.7% |
| 「無回答」 | 4.5% |

地域包括支援センターを知らない方が約3割。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般）より

第8期の展開

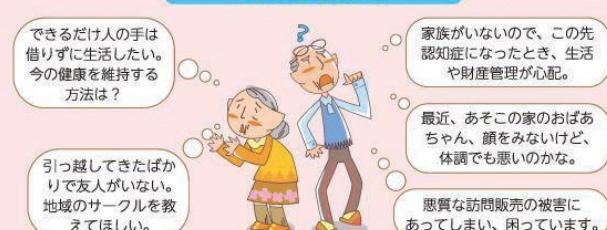
地域共生社会の実現において基盤となる地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域包括支援センターが中核機能を担うことから、高齢者や介護者が必要に応じて相談できるよう、その存在や役割について、引き続き周知を図ります。

近年、地域包括支援センターに寄せられる相談は複雑化・複合化し、高齢者分野のみでは解決が困難なケースも増えてきていることから、障害、子ども等、他分野における相談機関との連携や、地域にある社会資源の活用を図りながら、包括的な相談支援体制の充実を図ります。

【図表－地域包括支援センターの取組】

●私たちの取組

相談にのります



自立を応援します

元気で自立した生活を送るための、健康・介護予防に関する教室や講演会を開催しています。また、地域のサークル活動を応援します。

地域づくりをお手伝いします

医療分野・介護分野の専門家をはじめ、民生委員、自治会・町内会、事業所などと連携して地域の高齢の方々をみまもる仕組みづくりをすすめています。

●職員体制

専門知識を持ったスタッフが連携して支援します。

主任ケアマネジャー

介護に関する専門職です。その人の心身の状況に応じて適切なサービスが受けられるようサポートします。

社会福祉士

心身や経済面などにお困りのある方から相談を受け、日常生活が安心して営めるように支援する専門職です。

保健師または看護師

病気や要介護状態にならないように、アドバイスや相談にのる専門職です。

第2節 権利擁護による日常生活の支援

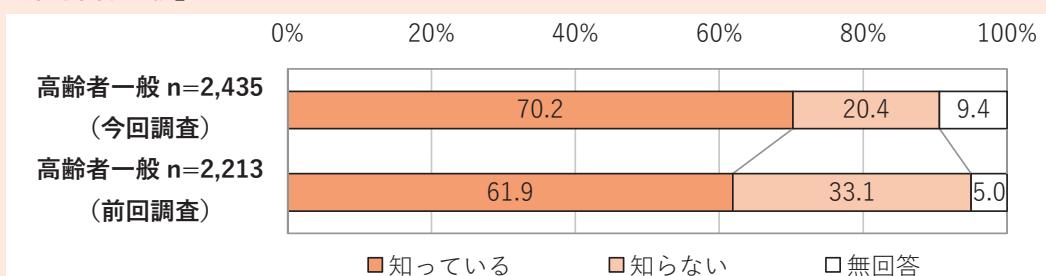
認知症などにより物事を判断する能力が十分ではない高齢者が、本人の意思によらない契約や詐欺犯罪等の被害に遭わず、安定した生活を送れるよう、権利擁護の仕組みが重要となります。

成年後見制度は、民法に基づく制度として平成12年4月1日に施行されました。

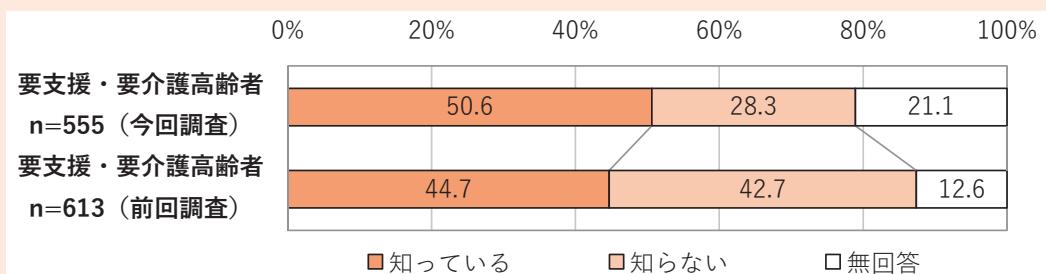
施行から20年以上が経過している中、制度の利用が進まない理由としては、手続の煩雑さや費用負担の問題などの制度上の課題が要因と考えられます。

◆成年後見制度の認知度

「高齢者一般」



「要支援・要介護高齢者」



資料：高齢者福祉・介護実態調査より

第8期の展開

第3次所沢市地域福祉計画では、所沢市成年後見制度利用促進基本計画が含まれており、この計画と整合性をとりながら、制度の周知・啓発、地域連携ネットワークの整備等、高齢者の権利擁護について支援を行っていきます。制度の内容や手続の方法、費用負担等については、地域包括支援センターや社会福祉協議会等の関係機関と連携し、市ホームページやパンフレット等を活用して普及啓発を推進していくとともに、制度の利用を希望する方に対して、的確に相談・支援できる体制を整備します。

【成年後見制度】

認知症・知的障害・精神障害等により物事を判断する能力が十分でないため、財産侵害を受けたり、人間としての尊厳が損なわれたりすることがないよう、家庭裁判所により選定された援助者（成年後見人等）により、法律面で支援する制度です。

その他の関連事業

【日常生活自立支援事業（愛称：あんしんサポートねっと）】

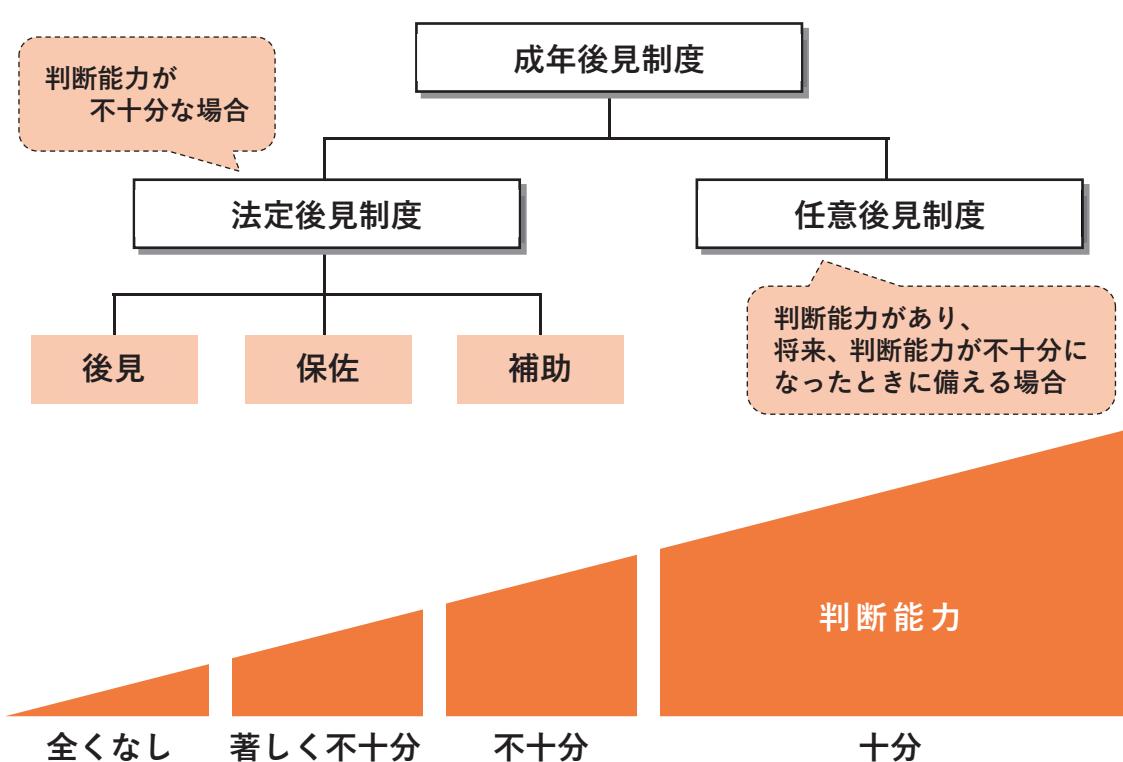
成年後見制度と同様に、認知症高齢者等、判断能力が十分ではない方々の権利を擁護する事業です。その方々が地域で自立した生活が送れるよう、契約に基づいて、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行います。所沢市社会福祉協議会が窓口となります。

【所沢市成年後見制度利用促進基本計画】

平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村ごとに策定することとなった計画。

「成年後見制度の周知・啓発」、「利用しやすい環境整備と担い手の支援」、「地域連携ネットワークの整備」について定めている。

【図表－成年後見制度のイメージ】



第3節 虐待防止と対応体制（本人）

全国における介護者による在宅での虐待は、平成30年度で17,249件あり、前年比で1.0%増加しています。しかし、これは発見された虐待の件数であり、在宅での介護が増える中、発見されていない虐待も多く存在していると考えられます。

虐待は早期発見・早期対応・未然防止が重要であることから、個人や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題として取り組む必要があります。

埼玉県の取組

埼玉県虐待禁止条例が平成29年7月に制定され、児童・障害者に対する虐待とあわせて、関係機関や県民に対する虐待の禁止に向けた取組を市町村等と連携しながら推進していくこととしています。また、「埼玉県虐待通報ダイヤル（#7171）」を開設し、24時間365日児童・高齢者・障害者虐待の通報及び相談に対応しており、虐待の早期発見・早期対応を図っています。

本市の取組

所沢市高齢者みまもりネットワーク事業（トコロみまもりネット）を展開しており、地域住民や民生委員、自治会・町内会等の協力機関や新聞販売店や配食事業所等の協力事業所によって、地域のネットワークを活用した高齢者を見守る体制づくりを推進してきました。また、虐待通報があった際に適切な対応ができるよう、地域包括支援センターと連携し、高齢者虐待対応マニュアルを活用して支援体制を整備していくほか、虐待通報から支援開始までの対応が円滑に行えるよう、高齢者虐待対応マニュアルの見直しや研修会の開催等を通じて支援方法のレベルアップを図っています。

第8期の展開

今後、高齢者の増加とともに虐待事案の増加が予測されます。そのため、地域包括支援センターや介護サービス事業者、関係機関と連携して適切に対応していくとともに、虐待の早期発見・早期対応・未然防止のため、市民や所沢市高齢者みまもりネットワーク事業（トコロみまもりネット）の協力機関や協力事業所等に対する普及啓発を進めます。また、高齢者虐待防止マニュアルの適宜見直しを図りながら、引き続き研修会の開催等を通じて、高齢者虐待への対応を強化します。

第4節 孤立化の防止

高齢化や核家族化の進展、地域とのつながりを持たないことなどを要因とする高齢者の社会的孤立は、高齢者のいきがいを低下させ、消費者被害や孤立死などの問題を生み出しています。また、健康上の問題や生活が困窮している状況があるにも関わらず、認知症等が原因でサービスの利用を理解できないために、必要な支援を受けられていない高齢者がいると考えられます。

このような孤立化を防ぐため、高齢者の生活実態の把握に努め、高齢者やその家族が地域から孤立しないよう見守り、支え合いの仕組みづくりを地域や関係機関等と連携しながら推進していきます。

◆地域との関係に対する考え方

「お互いに緊密なかかわりをもち、支えあえる関係をもちたい」 11.9%

「いざというときだけ助け合えるよう、ある程度のかかわりをもっておきたい」 · 41.2%

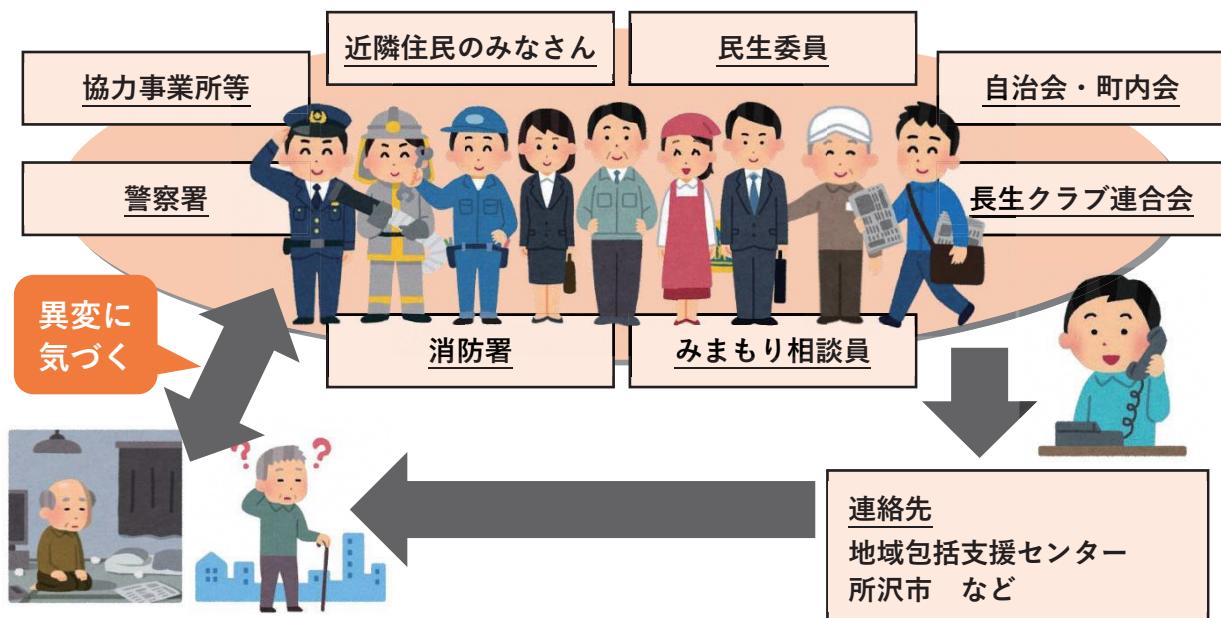
住民同士がさりげなく気遣い合い、困ったときは遠慮なく支え合える関係を望んでいる割合が多くなってきている。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般）より

（1）トコロみまもりネットの推進

高齢者を見守る地域のネットワークづくりを推進するトコロみまもりネットでは、民生委員や長生クラブ、自治会・町内会等の地域における協力機関のほか、新聞販売店や配食事業所等の協力事業所と連携し、徘徊や消費者被害、虐待、孤立死等の異変がある高齢者を発見した場合に、市や地域包括支援センターと情報共有を行っています。

【図表－トコロみまもりネット体系図】



第8期の展開

協力機関や協力事業所と定期的な会議の開催を通じて適正かつ円滑な運営を図り、地域に住む高齢者を見守るネットワークづくりを推進していきます。

(2) 高齢者みまもり相談員による訪問

近隣との交流や福祉サービスの利用機会が少ない一人暮らし高齢者等を対象に、希望者の自宅を高齢者みまもり相談員が訪問することで、安否確認や話し相手、情報提供等を行うものです。

これまでの取組

市から委嘱を受けた高齢者みまもり相談員が、地域包括支援センターや民生委員等と連携をとりながら、月2回程度、対象者の自宅を訪問し、会話や高齢者の様子等から安否確認を行い、市からの情報提供等を行ってきました。

第8期の展開

市、地域包括支援センター、高齢者みまもり相談員の連携により必要な支援につなげていきます。

また、見守られる人という視点に加えて、見守る側の高齢者にとっても地域とのつながりがいきがいになるよう、関係者間との連携を図るとともに、地域での見守り体制構築の中で必要な検討を行っていきます。

(3) 配食サービスによる見守り

高齢者の見守り・安否確認及び食生活の改善、健康増進、介護予防を図るため、自宅に食事を届ける配食事業者を市が事業者登録しています。

これまでの取組

登録配食事業者にて利用者宅に配食サービスを実施してきました。

- 実績：登録配食事業者数 6社（令和2年9月末日現在）
 - ・利用者数：年間延べ 16,900 人（令和元年度実績）

第8期の展開

引き続き、配食を必要とする方に対し速やかに案内できるように、メニューの特長を分かりやすく表記するなど、配食事業者を紹介するためのパンフレットを作成し、サービスの周知を図っていきます。

第5節 緊急時に備えた支援体制

突発的事故や体調の急変時、災害発生時等の緊急事態に備え、日常生活を安心して送るためのサービスが求められています。

◆高齢者が住みやすい生活環境を整備するために必要なサービス

「緊急時に救助・救命するサービス」 78.7% (要支援高齢者)

「緊急時に救助・救命するサービス」 69.7% (要介護高齢者)

緊急時の支援に対する関心が最も高い。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（要支援高齢者・要介護高齢者の介護者票）より

(1) 一人暮らし高齢者等緊急通報システムの貸与

慢性的な疾病による突発的な症状の変化等が予測される一人暮らし高齢者等を対象に、緊急通報用の通信機器を貸与し、緊急時の連絡手段を確保することで、高齢者が住み慣れた自宅で暮らし続けることを支援するものです。

これまでの取組

緊急通報システムの貸与により、緊急時の連絡手段の確保を図ってきました。固定電話回線が無くても利用できる携帯型緊急通報装置の導入や、救急搬送を必要とする高齢者が適正に利用できるように対象者の見直しを行ってきました。

第8期の展開

高齢者数の増加や同種の民間サービスの普及等の社会背景を踏まえた円滑な事業運営をはじめ、本人の状態に即した適切な事業利用に向けた検討を行っていきます。

(2) 救急医療情報キットの配布

救急医療情報キットとは、既往症やかかりつけ医療機関、服薬内容等の医療情報や健康保険証（写）、診察券（写）などの情報を専用の容器に入れ、自宅の冷蔵庫に保管しておくことで、緊急時の迅速な救急活動に役立てるもので、配布を希望される対象者に無料で配布しています。

これまでの取組

65歳以上の高齢者がいる世帯を対象に、希望者へ配布を行ってきました。

- 実績：配布件数 916本（令和元年度）
- 累計：配布件数 15,140本（令和2年3月末日現在）



第8期の展開

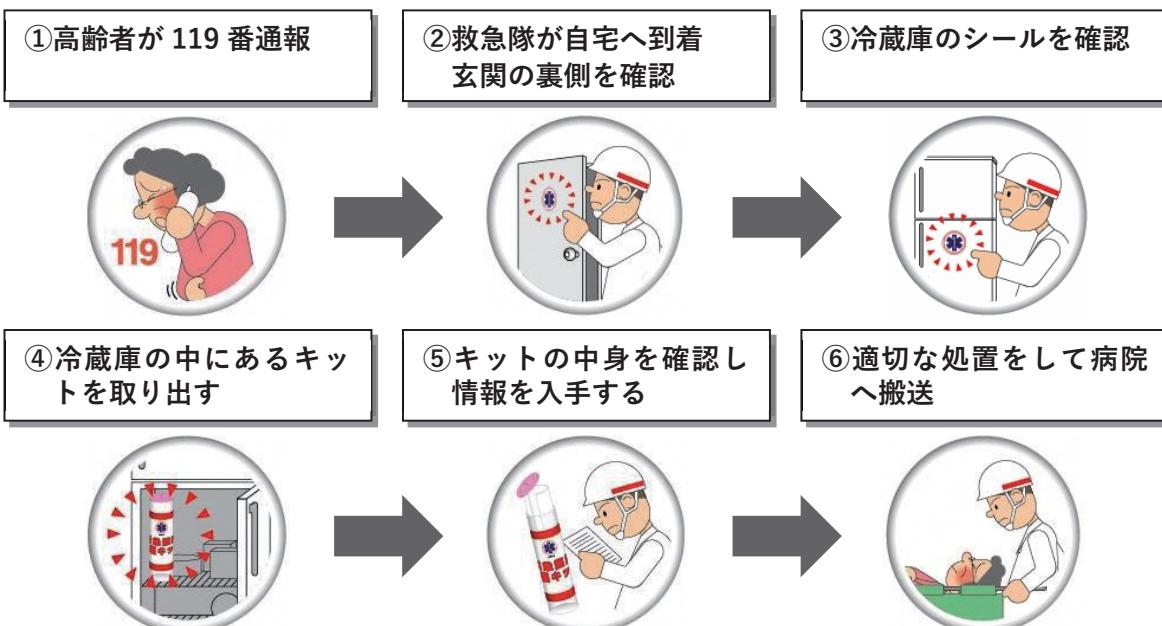
引き続き、65歳以上の高齢者のいる世帯を対象とします。また、高齢者の集まる講演会など様々な機会を捉えて更なる周知、配布を行っていきます。

目標

【図表－救急医療情報キットの配布の目標】

○ 救急医療情報キットの累計配布本数				
令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
15,140本	15,440本	16,340本	17,240本	18,140本

【図表－救急医療情報キットの活用例】



(3) 災害時への対応（避難行動要支援者支援事業）

災害発生時等に自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、本人の同意が得られた場合は、平常時から名簿を地域の自治会・町内会、民生委員などの避難支援等関係者に提供し、災害発生時等の安否確認や避難誘導などの避難支援に活用します。

これまでの取組

避難行動要支援者の要件に該当する方に対して同意書を送付し、平常時から個人情報を提供することについての意向確認を実施するとともに、同意が得られた方の名簿を自治会・町内会、民生委員に配布しました。

第8期の展開

自治会・町内会、民生委員等と連携し災害発生時等の円滑かつ迅速に避難支援が実施されるように、支援者の割り当てや安否確認・避難誘導訓練等の地域活動を支援していきます。

第2章 認知症と共生する社会の実現に向けた取組の推進

今後、急速な高齢化とともに認知症高齢者も増加し、令和7（2025）年には700万人を超える、高齢者の5人に1人が認知症となることが予測されています。平成26年度に厚生労働省が策定した「認知症施策推進総合戦略～認知症高齢者等にやさしい地域づくりに向けて～（新オレンジプラン）」に基づき、本市でも認知症施策を推進してきました。

更に施策を推進していくため、令和元年6月に認知症施策推進大綱がとりまとめられました。この中では、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症高齢者やその家族の意見も踏まえて、「共生」と「予防」の施策を推進することが重要とされています。（P10 参照）

第8期計画においては、認知症施策推進大綱を踏まえ、認知症と共生する社会の実現に向けた取組を推進します。

第1節 支援体制の促進

認知症は、周囲の適切なサポートがない場合、発症から受診まで時間がかかり、重症化してから医療につながる方も少なくありません。早期に受診につながることで適切な診断や治療を受け、周囲が正しい対応方法を知ることで進行を緩やかにすることができます。

そのため、早期診断、早期対応が受けられる相談体制の確保や、診断後の認知症高齢者やその家族に対する精神的支援や日常生活全般に関する支援等を推進します。

Q. 認知症について知っていること

「認知症かもしれないと思ったらなるべく早く医師等に相談したほうが良いこと」.. 78.6%

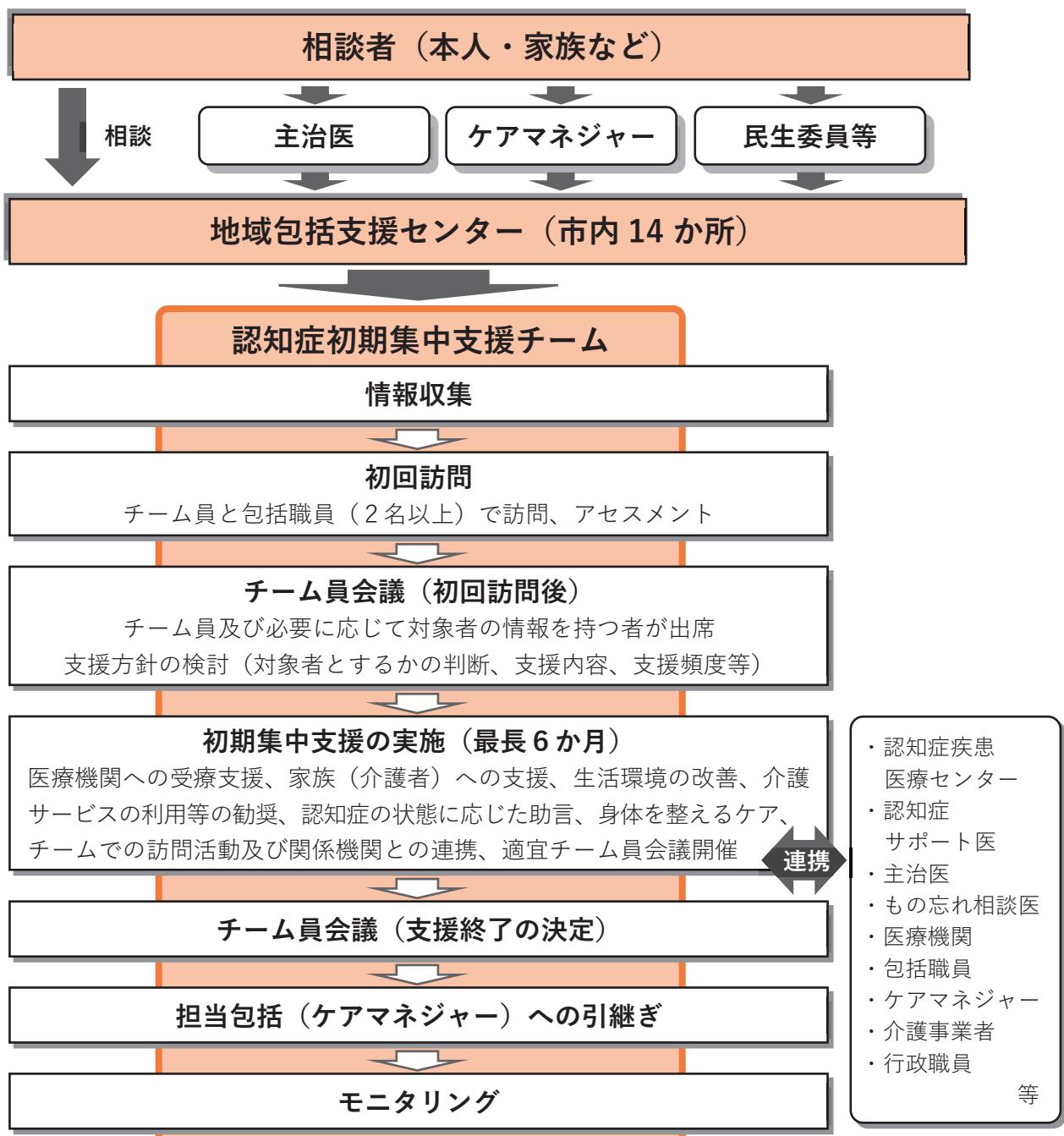
認知症の早期受診に対する意識が高まりつつある傾向が見られる。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般）より

(1) 認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進

認知症サポート医や認知症の専門知識を有する看護師等の専門職で構成される「認知症初期集中支援チーム」は、本人、家族に対して集中的な支援が必要だと思われる方に対して、訪問・観察・評価、認知症に関する正しい情報の提供等により、心理的サポートや助言等を行うとともに、早期に専門的医療機関への受診や自立した生活のサポートにつながるよう支援を行います。また、認知症の高齢者だけではなく、若年性認知症患者も支援の対象としています。

【図表－認知症初期集中支援の流れ】



これまでの取組

- 実績：認知症初期集中支援チームの訪問支援実人数 35人（令和元年度）

認知症初期集中支援チームの支援件数は、増加傾向で推移しており、これまで本人の拒否により受診につながらなかった方が、直接医師から受診を促されることで受診につながるケースや、支援の実施により適切な介護サービスへつなげることができた等、認知症初期集中支援チームが効果的に機能している状況が見られます。一方で、支援件数が増加している中で、どのようにして質を確保していくかが課題となっています。

第8期の展開

引き続き、認知症初期集中支援チームによる支援を展開するとともに、支援件数の状況を踏まえながら、質の確保を図り、認知症初期集中支援チームの安定的な運営に努めます。

目標

【図表－認知症初期集中支援チームの運営・活用の推進の目標】

○ 認知症初期集中支援チームの訪問支援実人数				
令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
35人	32人	40人	40人	40人

（2）認知症地域支援推進員の活動の推進

地域の中で認知症の方の支援を行う医療機関や介護サービス事業所等とのネットワークの構築・連携支援と、認知症の方やその家族の支援ネットワークの構築を行う「認知症地域支援推進員」を配置しています。

これまでの取組

令和元年度に、より地域の実態に応じた認知症施策の展開を検討するため、各地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置しました。認知症地域支援推進員を中心に、認知症ケアパスの見直しや認知症カフェの開設、認知症初期集中支援チームとも緊密に連携し、認知症の早期診断・早期対応、介護者支援に向けたネットワークの充実を図り、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる地域づくりを推進してきました。

第8期の展開

引き続き、認知症地域支援推進員を中心とした活動を推進するとともに、地域の実態を踏まえ、地域に根差した認知症施策を展開します。

【認知症ケアパス】

認知症の症状の進行に応じて、いつ、どこで、どのようなサービスや支援を利用することができるのかをまとめたものです。

本市では、平成29年1月に作成した認知症ケアパス「所沢市認知症あんしんガイド」の見直しを令和2年度に行っており、関係機関を通じて市民の皆様に認知症について正しく理解していただくとともに、ご家族の不安を少しでも軽減できるよう努めています。



【図表－認知症地域支援推進員の主な役割】

認知症地域支援推進員 主な役割

◆医療・介護等の支援ネットワーク構築

- 認知症の人が認知症の容態に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けられるよう関係機関との連携体制を構築
- 認知症ケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービス等の提供の流れを表にしたもの）の作成・普及・随時見直し 等

◆認知症対応力向上のための支援

- 認知症の専門医療機関の専門医等による、病院・施設等における処遇困難事例の検討及び個別支援
- 介護保険施設等の相談員による、在宅で生活する認知症の人や家族に対する効果的な介護方法などの専門的な相談支援
- 「認知症カフェ」等の開設
- 認知症ライフサポート研修など、認知症多職種協働研修の実施 等

◆相談支援・支援体制構築

- 認知症の人や家族等への相談支援
- 「認知症初期集中支援チーム」との連携等による、必要なサービスが認知症の方や家族に提供されるための調整

(3) 権利擁護の取組の推進

高齢化率の上昇に伴い、認知症高齢者も増加していくものと見込まれます。更に、核家族化の進展等によって、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者が増え、親族による支援が難しい方が増加するものと見込まれるなど、社会情勢に即した成年後見制度の体制整備が求められています。

第8期の展開

成年後見制度では、関係団体との連携を図り、制度の周知や啓発を行うことで利用を促進するとともに、第3次所沢市地域福祉計画における成年後見制度の施策展開との整合を取りながら、高齢者における成年後見制度の推進に努めます。

第2節 認知症と共生する地域づくり

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、本人、家族はもちろん、地域全体で認知症について正しく理解し、地域で見守り、支え合い、共生する地域づくりを推進します。

Q. 認知症について知っていること

「みんなのカフェ（認知症カフェ）」 21.8%

「認知症サポーター」 23.0%

認知症施策の認知度は高齢者一般で4人に1人。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般）より

（1）認知症高齢者の介護者への支援と地域交流の促進

認知症高齢者や認知症高齢者を介護している家族、地域の人、医療職・介護職など（認知症に関する相談対応ができる専門職）が交流し、情報交換やお互いを理解し合う通いの場として、「所沢市みんなのカフェ」を市内15か所（令和2年9月末日現在）を開設しています。

これまでの取組

所沢市みんなのカフェは、医療職や介護職なども参加していることから、認知症高齢者の重症化の早期発見や、介護している家族の相談の場としても活用されています。また、地域の人との交流を通じて、地域で認知症高齢者を見守る体制づくりを推進してきました。

第8期の展開

引き続き、所沢市みんなのカフェの展開により、認知症高齢者とその家族を見守る体制づくりを推進するとともに、チームオレンジと連携した施策展開を検討し、地域における認知症施策の拠点となる取組を推進します。

(2) 認知症サポーターの養成と活動の支援

厚生労働省では、「認知症サポーターキャラバン」を実施し、認知症サポーターの養成を進めています。

認知症サポーターは、キャラバン・メイトが実施するサポーター養成講座において、認知症に対する正しい知識について学び、地域の中で認知症の方の理解者となり、見守りを行います。

これまでの取組

全国での認知症サポーター養成講座受講者数は、令和2年9月末日現在で1,277万人を超える本市においても、令和2年9月末日までに22,597人が養成講座を受講しました。

第8期の展開

引き続き、世代や分野に関わらず様々な方に認知症サポーター養成講座を受講してもらい、学校や職域を含む地域全体での認知症についての正しい理解を促すことで、認知症と共生する地域づくりを推進します。また、チームオレンジの体制づくりに向け、認知症サポーターとして養成された方などを対象にステップアップ講座を開催します。これにより、活躍の場を求めている認知症サポーターが地域の様々な場で活躍できるよう支援します。



目標

【図表－認知症サポーターの養成と活動の支援の目標】

○ 認知症サポーター養成講座受講者数（延べ人数）				
令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
22,518人	24,000人	28,000人	30,500人	33,000人

【キャラバン・メイト】

認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。キャラバン・メイトになるためには所定のキャラバン・メイト研修を受講し登録する必要がある。

(3) チームオレンジの体制づくり

チームオレンジとは、地域における認知症の方やその家族と、認知症サポーターや地域の支援者をつなぐ仕組みであり、認知症施策推進大綱により令和7（2025）年までに全市町村に整備することとされています。

これまでの取組

認知症を取り巻く様々な課題の解決に向けて、認知症初期集中支援チームの設置や、高齢者支援課及び各地域包括支援センターへの認知症地域支援推進員の配置などの取組を行ってきましたが、令和2年度よりチームオレンジの体制づくりのため、高齢者支援課の保健師3名をコーディネーターとして位置付けました。

第8期の展開

これまでの取組の更なる充実を図るとともに、チームオレンジの体制づくりを推進するコーディネーターを中心に、各地域包括支援センターの認知症地域支援推進員と連携しながら、認知症の方やその家族を地域で見守り、みんなで支え合う体制づくりを進めています。

(4) 若年性認知症患者に対する支援

65歳未満で認知症を発症した方は、平成29年度から令和元年度に実施した厚生労働省の調査によると全国で約3万6千人と推計されています。若年性認知症では、高齢者とは異なる、その年代に合った社会支援が求められています。

第8期の展開

若年性認知症状に対する理解の不足等により医療機関を受診することが遅れる傾向があることから、医療機関や市、地域包括支援センターにおいて若年性認知症支援ガイドブックの配布等による情報提供を行い、若年性認知症への理解を促進します。また、県との連携を図りながら、若年性認知症を発症した方の生活状況に応じた支援を行います。

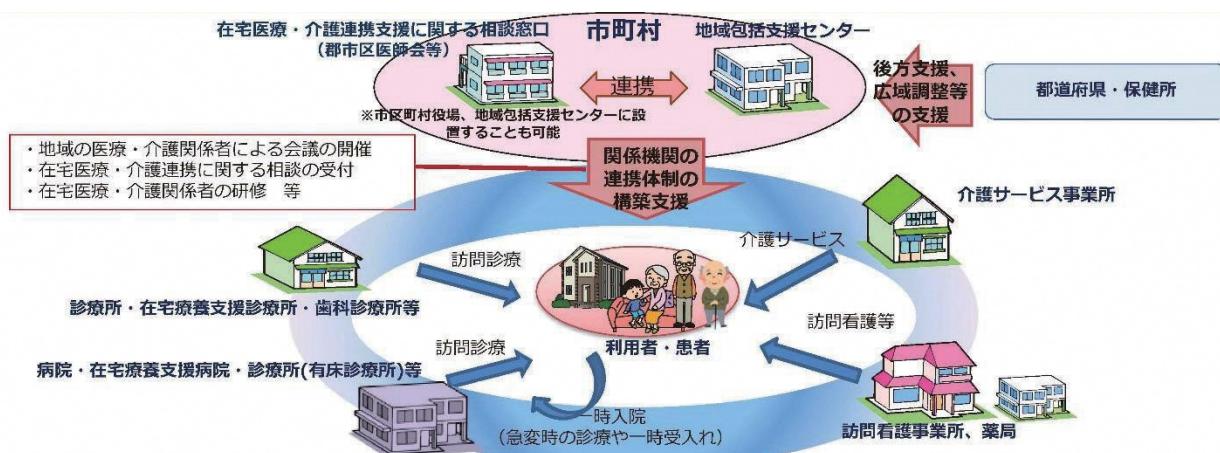
第3章 在宅医療・介護連携の推進

高齢者人口の増加は同時に、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が増加することもあります。

地域における医療・介護の関係者が連携して、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供し、高齢者が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、「在宅医療・介護連携推進事業」を実施しています。

都道府県或いは保健所等の支援の下、所沢市医師会や地域包括支援センターをはじめとした関係団体との協働により、所沢市医療介護連携支援センターを中心として取組を進めています。

【図表－在宅医療・介護連携の推進】



出典：厚生労働省「在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.3」より

【所沢市医療介護連携支援センター】

在宅での医療と介護をよりスムーズに提供できるよう、医療・介護関係者などの多職種間の連携体制を構築・支援することを目的に、所沢市医師会により平成27年度に開設されたセンターです。

具体的な取組として、医療・介護関係者に対し、連携の強化や関係性の構築に向けた支援（相談支援や課題抽出、対応策の検討等）を行っています。その一方で市民に対しては、在宅療養に関する知識向上のため、講演会やパンフレット配布、当センターホームページでの情報提供等を行っています。

今後は、既存の取組を踏まえつつ、実際に希望する場所で終末期を迎えることのできる人が増加するよう、看取りや認知症対策等の視点も考慮しながら事業に取り組んでいきます。

◆自分が介護を必要とする状態になった場合

- 「自宅で家族の介護を中心に受けながら生活したい」 15.9%
「自宅で介護保険等の公的サービスを利用しながら生活したい」 ... 34.3%

◆家族が介護を必要とする状態になった場合

- 「自宅で家族介護を中心に介護したい」 12.3%
「自宅で介護保険等の公的サービスを利用しながら介護したい」 ... 35.3%

介護を必要とする状態になった場合、本人・家族ともに自宅で生活・介護したい方が約5割。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般）より

◆終末期をどこで過ごしたいか

- 「自宅」 40.5%
「医療機関（病院や診療所）」 21.3%
「特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設」 9.6%
「有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅」 4.6%

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般）より

◆実際の死亡場所（平成30年埼玉県保健統計年報より）

- 「自宅」 14.1%
「老人ホーム等の介護施設」 8.8%
「医療機関」 75.5%

約5割の方が住み慣れた自宅や介護施設等で終末期を過ごすことを希望している一方で、実際に自宅や介護施設等で終末期を迎えている人は約2割であり、本人の希望と現状に乖離が存在。

第1節 在宅での療養に関する情報提供の充実

在宅療養に関する知識や理解の向上を目指し、入院だけではなく在宅療養を選択肢の一つとして考慮していただけるように情報提供の充実を図ります。

◆終末期の在宅での生活で不安に感じること（上位3位・特に不安は感じない）

- | | |
|-------------------------|-------|
| 「家族の介護等の負担が心配」 | 59.1% |
| 「自宅で十分な介護サービスを受けられるか心配」 | 45.7% |
| 「経済的な負担が心配」 | 43.9% |
| 「特に不安は感じない」 | 6.7% |

特に不安は感じないは1割未満であることから、多くの方が終末期の在宅での生活に対して不安を感じている。

資料：高齢者福祉・介護実態調査（高齢者一般）より

これまでの取組

市内の在宅療養に関する情報や医療機関等の地図などをまとめた「あんしん在宅療養支援ガイド」及び所沢市医療介護連携支援センターのホームページ、講演会の開催や高齢者大学での講座など、在宅での療養に関する情報提供の充実を図り、市民や関係機関への情報提供を図ってきました。

しかし、依然として在宅療養に関する不安が多いことが、実態調査の結果からもうかがえます。

第8期の展開

関係機関と連携を図り、様々な媒体及び機会を活用し、在宅療養に関する不安を払拭できるような効果的な情報提供を行います。また、在宅療養に関する所沢市医療介護連携支援センターのホームページをより見やすいように改訂するなど、目的に応じた情報をキャッチしやすい工夫等を図りながら、より効果的な情報提供を図ります。

目標

【図表－在宅医療・介護連携の推進の目標 その1】

○ 在宅療養に関する情報を周知する件数				
令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2,300 件	3,000 件	3,000 件	3,000 件	3,000 件

第2節 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進

医療・介護関係者のネットワークの充実を図ります。

これまでの取組

地域包括支援センターを中心に、各地区において開催する医療・介護連携会議等により、「医療・介護の顔の見える関係の構築」と「連携における課題の共有等」を行ってきました。

令和2年度には、課題解決の一環として、入院患者に関わる専門職がより一層円滑に連携できるよう、「入退院時連携ガイドライン」を作成しました。

また、専門職の情報共有を推進するために平成29年から「絆ネットところ」を活用した情報共有のシステムを構築してきました。

その一方で取組を進めていく中で見えてきた課題として「より明確な課題の抽出や地域の実情に応じた対応策の検討」や「市の取組に加え、医療・介護関係者等との更なる協力の推進」、「入退院時連携ガイドラインの医療・介護関係者等の専門職への更なる普及啓発」、「入退院支援以外のその他の連携支援に係る対応策の検討」等が必要ということが分かりました。

【絆ネットところ】

市内の医療機関や介護機関等の専門職間で利用されている、ICTを活用した情報共有ツールです。

所沢市医師会が運用ルールを策定し、平成29年度から本格的な運用が開始されています。

第8期の展開

より多くの医療・介護関係者が連携を図れるように、顔の見える関係を構築するとともに、課題抽出及び地域の実情に応じた課題解決に向けた協議を行う場として、「医療・介護連携会議」を開催していきます。また、所沢市医師会や所沢市介護保険サービス事業者連絡協議会など関係団体と協働しながら、更なる取組を進めています。

入院前又は入院早期から医療関係者と介護関係者の一層の連携が進むように、関係者と協力して「入退院時連携ガイドライン」の普及に取り組みます。その一方で入退院支援だけではなく日常の療養支援や急変時の対応など地域の実情に応じ、在宅医療と介護の連携強化を目指していきます。

専門職間の更なる連携強化のために、絆ネットところをはじめとしたICTの活用やシステムの構築など効果的な情報共有ができる取組を進めます。

目 標

【図表－在宅医療・介護連携の推進の目標 その2】

○ 絆ネットところ活用件数				
令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込み)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
12,265 件	13,000 件	13,000 件	13,000 件	13,000 件

第4章 介護者の負担軽減

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支え合うことで、介護者の負担を軽減することが大きな目的の一つとなっています。

また、平成28年6月2日に閣議決定された『ニッポン一億総活躍プラン』では「介護離職ゼロ」に向けた取組として、介護の環境整備、介護負担の軽減等により、家族が介護のために離職せざるを得ない状況を防ぎ、働き続けられる社会の実現を目指しています。

埼玉県においては、令和2年3月31日に全国初の「埼玉県ケアラー支援条例」が公布・施行され、ケアラーの支援に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、全てのケアラーが健康で文化的な生活を営むことができる社会を実現することを目的としています。

こうした現状を受け、第8期計画では、住み慣れた自宅や地域で暮らし続けるための取組の一環として、介護者の負担軽減のための取組を推進します。

【ケアラー】

ケアラーとは高齢、身体上、精神上の障害又は疾病等により援助を必要とする親族、友人その他の身近な人に対して、無償で介護、看護、日常生活上の世話などの援助を行っている人のことをいいます。

ケアラーの中でも、18歳未満の人はヤングケアラーと定義されています。



遠くにひとりで住む高齢の親が心配で頻繁に通っている



目を離せない家族の見守りなどのケアをしている



健康不安を抱えながら高齢者が高齢者をケアしている



仕事を辞めてひとりで親の介護をしている

※出典：日本ケアラー連盟より一部抜粋

【埼玉県ケアラー支援条例の基本理念】

- ケアラーの支援は、全てのケアラーが個人として尊重され、健康で文化的な生活を営むことができるように行われなければならない。
- ケアラーの支援は、県、県民、市町村、事業者、関係機関、民間支援団体等の多様な主体が相互に連携を図りながら、ケアラーが孤立することのないよう社会全体で支えるように行われなければならない。
- ヤングケアラーの支援は、ヤングケアラーとしての時期が特に社会において自立的に生きる基礎を培い、人間として基本的な資質を養う重要な時期であることに鑑み、適切な教育の機会を確保し、かつ、心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られるように行われなければならない。

第1節 介護者への負担軽減のための取組

現在、介護の状況は家族構成の変化に伴い複雑化・複合化しており、介護をしている家族は何らかの身体的負担や心理的負担を抱えている方が多く、介護者の負担軽減が求められています。

今後、介護を必要とする高齢者の増加が見込まれる中、介護者の高齢化も進み、介護に対する負担を抱えた家族介護者も増加していくことが見込まれるため、家族介護者への支援事業の充実を図ります。また、地域包括支援センター等の関係機関やサービス提供事業者等と連携を図り、家族介護者の離職防止を図るとともに、家族介護者が地域から孤立することのないように取組を実施し、家族介護者の負担軽減を目指します。

◆介護者の年齢（上位3位）

- | | | |
|---------|-------|--------------|
| 「60歳代」 | | 26.5% |
| 「70歳代」 | | 24.8% |
| 「80歳以上」 | | 21.4% |

◆介護者が困っていること（上位5位）

- | | | |
|---------------------|-------|--------------|
| 「身体的な負担や疲れが大きい」 | | 55.0% |
| 「自分の自由になる時間がもてない」 | | 47.5% |
| 「精神的な負担が大きい」 | | 47.1% |
| 「自分の具合が悪いときに手助けがない」 | | 41.3% |
| 「先の見通しが立たない」 | | 38.8% |
| 「経済的な負担が増えた」 | | 38.8% |

資料：高齢者福祉・介護実態調査（要介護高齢者の介護者票）より

(1) 介護者の集いの場への参加促進

地域包括支援センターが取組を進めてきた「介護者の集い」と併せ、地域によっては、家族介護者による団体が開催している集まりや、本市の認知症カフェである「所沢市みんなのカフェ」、介護者を受け入れている地域サロンなど、介護者の集いを展開しています。

これまでの取組

介護者の集いの場は増えてきました。しかし、介護者の集いの場への参加者の固定化が進んでおり、新規の参加者が増えないことが課題となっています。また、働きながら介護をしている介護者においては、平日を開催される介護者の集いの場には参加しにくい状況もあります。

高齢者福祉・介護実態調査では、介護者の集いの場に参加したいと思わない介護者が全体の7割以上である一方で、介護者が介護に関する情報を求めていることも分かります。そのため、介護者の潜在的なニーズの把握を行っていくことが重要と考えます。

【図表－介護者の集いのイメージ】



第8期の展開

引き続き、介護者同士の交流の機会を提供し、情報交換や相談、助言等がされることにより、介護者の心理的不安感の軽減や、介護のヒントを得たことでの就労との両立等、介護者の負担軽減のための取組を推進していきます。

また、介護者のニーズに沿った形でのより効果的な取組となるよう、開催場所、日時、形態等の見直しを検討します。

(2) 認知症状のある高齢者を介護する家族への支援（徘徊高齢者家族支援事業）

認知症状により徘徊行動のある高齢者が、位置情報を確認できる装置（GPS）を携帯することで、行方不明になってしまった場合に、高齢者の家族が早期に居場所を把握し、早期保護につなげることができます。

早期保護につなげることで、介護者の肉体的・精神的負担の軽減及び安心して介護ができる環境の確保に努めます。

第8期の展開

引き続き、徘徊高齢者家族支援事業の実施により、認知症状のある高齢者を介護する家族への支援を行います。

(3) 在宅で要介護4又は5の高齢者を介護する家族への支援

これまでの取組

① 特定在宅高齢者介護手当の支給

要介護4又は5の認定を受けている高齢者を常時在宅で介護している家族等を対象に、年1回手当を支給することで介護者の負担軽減を図ってきました。

② 在宅介護者リフレッシュ事業

上記の手当の支給を受けている方（在宅介護者）を対象に、はり・きゅう・マッサージの施術を低額で利用できる「在宅介護者リフレッシュ事業利用券」を交付し、施術の際にヘルスチェックを行うことで、在宅介護者の疾病予防、病気の早期発見等につなげ、介護者の負担軽減を図ってきました。

第8期の展開

引き続き、在宅での介護者へ手当等を支給するとともに、適切に介護者の負担軽減につながるサービス等の検討を行い、要介護4又は5の認定を受けている高齢者を在宅で介護する家族への支援を行います。

第2節 虐待防止と対応体制（介護者）

介護者による高齢者虐待の件数が増加しており、平成30年度の高齢者虐待の対応状況等に関する調査によると、介護者による虐待の主要な要因として、「虐待者の介護疲れ・介護ストレス」、「虐待者の障害・疾病」、「被虐待者と虐待者の虐待発生までの人間関係」が挙げられています。

虐待を防止するためには介護者の負担軽減や社会から孤立しないための支援が求められており、個人や家族だけの問題ではなく、社会全体の問題として取り組む必要があります。

埼玉県の取組

埼玉県虐待禁止条例が平成29年7月に制定され、介護者をはじめ、県民全体に対して虐待防止等に関する理解を深めるために、市町村と連携して啓発活動を行うこととしています。

本市の取組

介護者が、情報不足のために在宅介護での問題を抱え込んで介護離職等の問題に発展したり、介護サービスを利用していても精神的に孤立してしまったりと、介護者にかかる負担が虐待発生の要因の一つとなっています。介護者への適切な情報提供や支援をすることが虐待の未然防止につながるため、地域包括支援センターやケアマネジャー等が連携して、介護者が相談しやすい環境を整え、認知症に関する知識や適切な介護サービス情報を提供することで、介護者の負担軽減を図っています。

また、所沢市高齢者みまもりネットワーク事業（トコロみまもりネット）等の地域のネットワークによって早期発見を目指し、高齢者虐待対応マニュアルを活用しながら地域包括支援センターや関係機関と連携して適切な対応ができるよう体制を整備しています。

第8期の展開

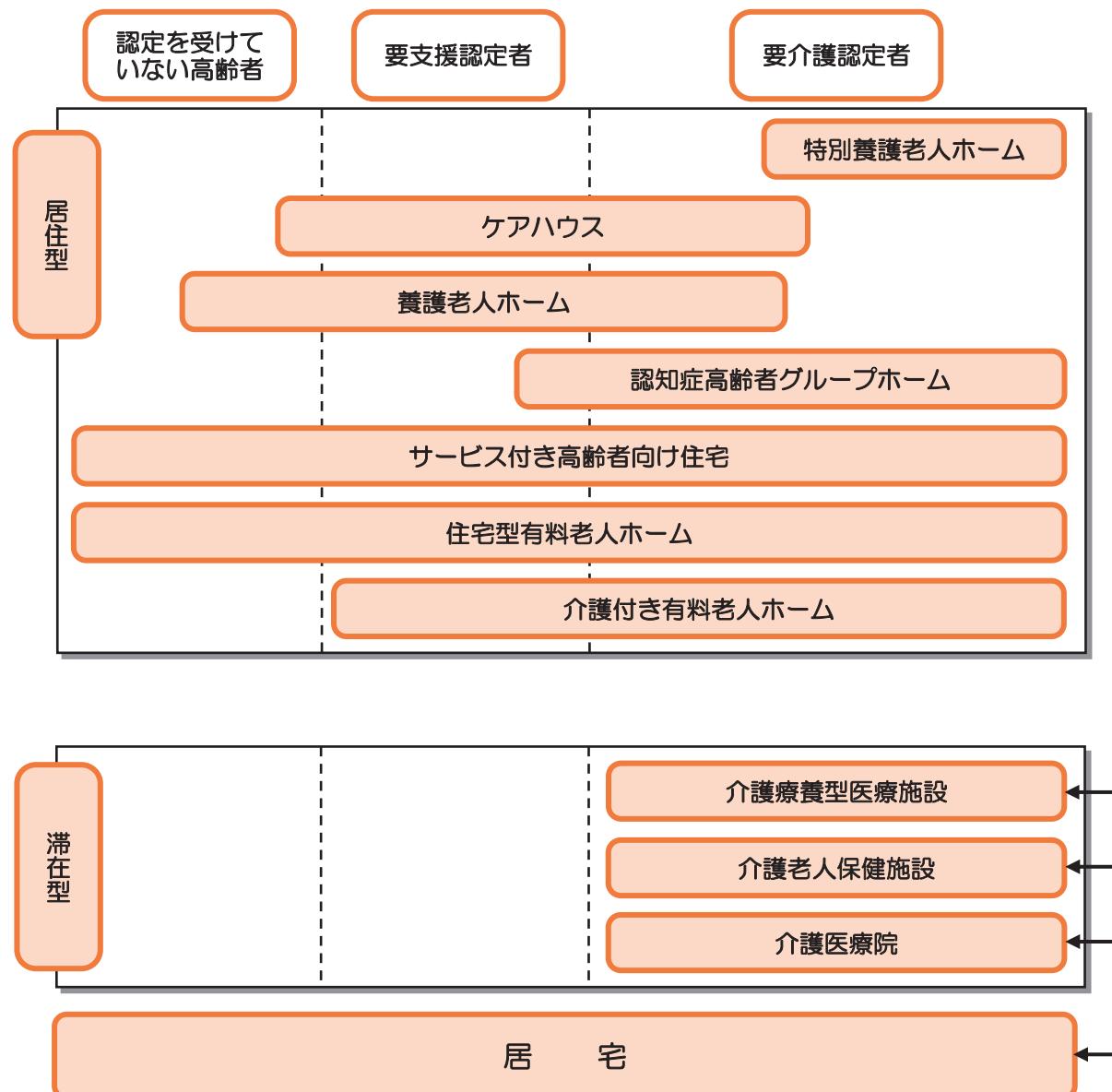
引き続き、地域包括支援センターや介護サービス事業者等の関係機関と連携して、地域住民や介護関係者等に対する普及啓発をしていくことで地域のネットワークの強化を推進し、適切な介護者支援や相談しやすい体制づくりによる虐待の未然防止・早期発見につなげていきます。

第5章 状態に応じた住まいや施設の整備

要介護高齢者や認知症高齢者が、自宅での生活が困難となった場合であっても適切な介護が提供されるように、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム等の整備を進めます。

また、多様な住まいの確保を図るため、特定施設入居者生活介護の指定を受ける有料老人ホームや、サービス付き高齢者向け住宅について、高齢者のニーズに合った整備となるよう、整備希望事業者や県との調整に努めています。

【図表－状態に合わせた住まいのイメージ】



※この図は、身体状態に応じてどの住宅や施設が条件に合うかを大まかに区別できるように示したものです。
この図に当てはまらない場合があります。

第1節 高齢者福祉施設等の現状

日常的に介護を必要とする状態となった方や、日常生活に不安があるなどの理由により、高齢者向け施設への住み替えを希望する方のために、次のとおり施設整備を進めてきました。

(1) 特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

特別養護老人ホームは、寝たきりや認知症等により常時介護の必要があり、自宅での生活が困難な場合に入所する施設です。新規の入所は原則として要介護3以上の方が対象となります。

市内には、地域密着型施設を含め、19か所 1,266 床が整備されています。

【図表－特別養護老人ホームの整備状況】

	施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
広域型	亀令園	100人	三ヶ島第2	社会福祉法人 若狭会	昭和53年
	康寿園※	50人	三ヶ島第2	社会福祉法人 桑の実会	昭和62年
	ロイヤルの園	50人	小手指第1	社会福祉法人 栄光会	平成7年
	所沢やすらぎの里	52人	三ヶ島第2	社会福祉法人 安心会	平成8年
	健寿園	50人	富岡	社会福祉法人 健寿会	平成10年
	東所沢みどりの郷	66人	柳瀬	社会福祉法人 聖久会	平成11年
	千寿里	50人	柳瀬	社会福祉法人 親和会	平成13年
	飛鳥野の里	70人	富岡	社会福祉法人 博寿会	平成14年
	ところの苑	70人	吾妻	社会福祉法人 端午会	平成17年
	所沢かがやきの里	90人	並木	社会福祉法人 安心会	平成19年
	アンミッコ	90人	富岡	社会福祉法人 天佑	平成24年
	真和の森	70人	富岡	社会福祉法人 京悠会	平成24年
	ケアカレッジ	80人	三ヶ島第1	社会福祉法人 苗場福祉会	平成26年
	本郷希望の丘	80人	柳瀬	社会福祉法人 桑の実会	平成27年
	ベテラン館	80人	富岡	社会福祉法人 輝陽樹会	平成28年
地域密着型	なみきロイヤルの園	80人	並木	社会福祉法人 栄光会	平成30年
	すみれ野	80人	三ヶ島第2	社会福祉法人 若狭会	平成31年
	飛鳥野の森	29人	富岡	社会福祉法人 博寿会	平成19年
	平安の森	29人	三ヶ島第2	社会福祉法人 若狭会	平成19年
		1,266人			

※康寿園は令和3年度、124床に増床し移転予定です（圏域は変更なし）。

（令和2年8月1日現在）

(2) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、環境上及び経済的な理由により自宅での生活が困難となった場合、老人福祉法に基づき、所沢市老人ホーム入所判定委員会の要否判定を経て、措置により入所する施設です。

昭和38年に亀鶴園を設置して運営してきましたが、平成23年度から指定管理者制度により管理運営を行っています。

なお、他市町村にある施設への措置を含め、本市の措置により22人が養護老人ホームに入所しています。（令和2年9月末日現在）

【図表－養護老人ホームの整備状況】

施設名称	定員	運営主体	開設年
亀鶴園	50人	所沢市	昭和38年

（令和2年4月1日現在）

(3) 軽費老人ホーム（ケアハウス）

軽費老人ホームは、身体機能の低下等により自立した日常生活を送ることに不安がある場合、食事の提供や相談・援助等により入所者の生活を支援する施設です。

介護保険法の特定施設入居者生活介護や地域密着型特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設の場合は、入所者は介護サービスの提供を受けることができます。

【図表－軽費老人ホームの整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
所沢やすらぎの里	15人	三ヶ島第2	社会福祉法人 安心会	平成8年
ピアラ小手指	70人	小手指第2	社会福祉法人 正生会	平成9年
所沢けやき	56人	三ヶ島第1	社会福祉法人 みなわ会	平成10年
ケアハウスロイヤルの園	80人	小手指第1	社会福祉法人 栄光会	平成10年
ケアハウス大光園	48人	三ヶ島第2	社会福祉法人 桑の実会	平成11年
ケアハウス狭山ヶ丘 (特定施設入居者生活介護)	120人	三ヶ島第2	医療法人社団 医凰会	平成19年 (平成24年指定)
ケアハウス飛鳥野の森 (指定地域密着型特定施設 入居者生活介護)	29人	富岡	社会福祉法人 博寿会	平成19年
	418人			

（令和2年4月1日現在）

(4) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、介護を必要とする高齢者の自立を支援し、自宅への復帰を目指すために、おおむね3か月程度を期間として医学的管理の下でリハビリテーションや日常生活上のケアを行う施設です。

【図表－介護老人保健施設の整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
所沢ロイヤルの丘	110人	小手指第1	医療法人 啓仁会	平成2年
ケアステーション所沢	90人	三ヶ島第2	社会福祉法人 桑の実会	平成7年
さんとめ	100人	富岡	医療生協さいたま生活協同組合	平成13年
雪見野ケアセンター	100人	富岡	社会医療法人 入間川病院	平成13年
エスピワール所沢	100人	富岡	医療法人社団 明雄会	平成23年
みかじま	90人	三ヶ島第1	医療法人 泰一会	平成24年
遊	80人	三ヶ島第2	社会医療法人 至仁会	平成24年
	670人			

(令和2年10月1日現在)

(5) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、急性期の治療を終えたものの医学的管理の下で療養が必要な方のための医療機関の病床です。

当該病床については廃止され、令和6年3月までの経過措置期間中に介護医療院等に転換されることとされています。

本市においては、円滑な転換がなされるよう、病床を有する医療機関と連携を図っていきます。

【図表－介護療養型医療施設の整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
新所沢清和病院	176人	富岡	医療法人 清和会	平成12年

(令和2年4月1日現在)

(6) 介護医療院

介護医療院は、長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた施設です。

廃止することが決定した介護療養型医療施設の主な転換先として、平成30年4月より創設された施設で、要介護1以上の認定を受け、かつ長期にわたり療養が必要な方が対象となっています。

【図表－介護医療院の整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
緑ヶ丘介護医療院	93人	三ヶ島第2	医療法人 仁栄会	令和2年

(令和2年4月1日現在)

(7) 認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

認知症高齢者グループホームは、認知症の症状がある方を対象に、家庭的な共同生活住居（ユニット）において日常生活上の介護を提供する住居です。

少人数の共同生活住居を単位として、職員との馴染みの関係の中で落ち着いた生活を送ることができます。

【図表－認知症対応型共同生活介護の整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
グループホーム上新井苑	18人	山口	株式会社 ヴォルファート	平成18年
康寿園グループホーム輝	18人	三ヶ島第2	社会福祉法人 桑の実会	平成18年
グループホームみんなの家 所沢南永井	18人	柳瀬	株式会社 ウイズネット	平成18年
グループホームこころ	18人	小手指第1	社会福祉法人 桑の実会	平成20年
グループホーム暖家所沢	18人	三ヶ島第2	メディホーム株式会社	平成21年
トゥルーケアGHえがお	18人	山口	株式会社 トゥルーケア	平成21年
グループホーム所沢ほほえみ	18人	並木	社会福祉法人 安心会	平成23年
所沢グループホームそよ風	18人	小手指第1	株式会社 ユニマットリティアメント・コミュニティ	平成24年
愛の家グループホーム所沢 小手指	18人	小手指第1	メディカル・ケア・サービス株式会社	平成26年
グループホームひばりの空	18人	三ヶ島第1	社会福祉法人 苗場福祉会	平成26年
アンジューム所沢	18人	並木	株式会社 日本ライフデザイン	平成29年
グループホームさんとめ	18人	富岡	医療生協さいたま生活協同組合	平成29年
あおぞら山口	18人	山口	有限会社アートライフ	平成30年
あおぞら南永井	18人	柳瀬	有限会社アートライフ	平成30年
グループホームつどい「東所沢家」	18人	柳瀬	メディカル・ケア・プランニング株式会社	令和元年
ニチイケアセンター東狭山ヶ丘	18人	三ヶ島第2	株式会社ニチイ学館	令和2年
	288人			

(令和2年11月1日現在)

(8) 有料老人ホーム

「老人福祉法」に基づく有料老人ホームは、入居者に対して食事の提供や日常生活上の必要な相談支援を行う施設です。

介護職員等によるケアを行う場合には、介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けて、「介護付き有料老人ホーム」として運営されています。指定を受けない場合は「住宅型有料老人ホーム」となり、入居者が介護を必要とする状態となった場合には外部の介護サービス事業所を利用するなどの対応となります。

【図表－介護付き有料老人ホームの整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
ライフ＆シニアハウス所沢（※）	55人	所沢	株式会社 生活科学運営	平成6年
ニチイケアセンター所沢上安松	50人	松井西	株式会社 ニチイ学館	平成23年
SOMPOケア ラヴィーレ東所沢	72人	柳瀬	SOMPOケア株式会社	平成25年
ロイヤルレジデンス東所沢	50人	松井東	株式会社 社会福祉総合研究所	平成26年
ところざわ翔裕館1号館	80人	富岡	株式会社 関東サンガ	平成27年
桂の樹	30人	所沢	医療生協さいたま生活協同組合	平成27年
なかとみ悠生苑	80人	富岡	株式会社 メディカルライフケア	平成29年
イリーゼ所沢西	58人	三ヶ島第2	HITOWAケアサービス株式会社	平成30年
花りぼん所沢	60人	富岡	ライジングサン株式会社	令和2年
	535人			
今後開設予定の介護付き有料老人ホーム				
武蔵野の郷	74人	松井東	株式会社パイン	令和3年
リアンレーヴ新所沢	90人	新所沢	株式会社木下の介護	令和3年

(令和2年7月1日現在)

※介護付き有料老人ホームと住宅型有料老人ホームが、同一建物内で運営されています。定員は、介護付き有料老人ホームの定員を記載しています。

【図表－住宅型有料老人ホームの整備状況】

施設名称	定員	圏域	運営主体	開設年
ライフ＆シニアハウス所沢（※）	145人	所沢	株式会社 生活科学運営	平成6年
高齢者共同住宅 福祉の森	14人	山口	社会福祉法人 桑の実会	平成15年
ベストタイムアリス	27人	小手指第1	株式会社 アリスの夢	平成16年
ベストライフ所沢	82人	山口	株式会社 ベストライフ	平成18年
ベストライフ所沢くすのき台	51人	所沢	株式会社 ベストライフ	平成18年
所沢幸楽園	40人	新所沢東	医療法人社団 白報会	平成19年
長寿苑	72人	三ヶ島第2	株式会社 千雅	平成25年
グループプリビングアリスの家ローズ館	17人	小手指第1	株式会社 夢くらぶ	平成25年
ゆうらく東所沢	18人	柳瀬	株式会社 イーストマンライツ	平成27年
西ところざわ翔裕館	20人	三ヶ島第2	株式会社 関東サンガ	平成27年
グループプリビングアリスの家椿峰館	24人	小手指第1	株式会社 夢くらぶ	平成28年
所澤ハウス	40人	柳瀬	医療法人社団 龍岡会	平成28年
ライフハウス新所沢	103人	新所沢	株式会社 生活科学運営	平成29年
憩	57人	三ヶ島第2	社会医療法人 至仁会	平成29年
	710人			

(令和2年7月1日現在)

※介護付き有料老人ホームと住宅型有料老人ホームが、同一建物内で運営されています。定員は、住宅型有料老人ホームの定員を記載しています。

(9) サービス付き高齢者向け住宅

「高齢者住まい法」に基づくサービス付き高齢者向け住宅は、居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、生活相談と状況把握サービスを提供する住宅です。

介護保険法の特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設である場合には、施設における介護サービスを利用することができます。指定を受けない場合でも、外部の介護サービス事業所を必要に応じて利用できます。

【図表－サービス付き高齢者向け住宅の整備状況】

施設名称	戸数	圏域	運営主体	開設年
所沢グループリビングそよ風	32戸	小手指第1	株式会社 ユニマット リタイアメント・コミュニティ	平成24年
所沢悠生苑くすのき台	30戸	吾妻	株式会社 メディカルライフケア	平成24年
もみの木	4戸	並木	NPO 法人 グループ野比	平成24年
なごやかレジデンス東所沢	28戸	松井東	株式会社 やまねメディカル	平成24年
レジデンシャル小手指 Sakura	58戸	小手指第2	社会福祉法人 桑の実会	平成25年
所沢ライフステーション 華	51戸	松井東	医療法人社団 秀栄会	平成26年
エクラシア所沢	30戸	小手指第1	株式会社 ウエルオフ	平成28年
	233戸			
今後開設予定のサービス付き高齢者向け住宅				
イリーゼ新所沢 (特定施設入居者生活介護)	68戸	富岡	HITOWA ケアサービス株式会社	令和4年

(令和2年7月1日現在)

第2節 高齢者福祉施設等の整備目標

今後の更なる高齢化に伴う要介護認定者の増加に加えて、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、認知症高齢者の増加が見込まれることから、第8期計画においても整備を図ります。

(1) 施設・居住系高齢者福祉施設の整備予定

【図表－施設・居住系高齢者福祉施設の整備予定】

	第7期計画分までの総利用定員	令和3年度	令和4年度	令和5年度
広域型特別養護老人ホーム	1,282人※1	—	—	100人
介護老人保健施設	670人	—	—	—
介護医療院	93人	—	—	—
特定施設入居者生活介護 (地域密着型を除く。)	887人※2	—	—	—

※1 第7期計画整備分の康寿園の増床を含む数。

※2 第7期計画整備分の武蔵野の郷、リアンレーヴ新所沢、イリーゼ新所沢を含む数。

状態に応じた住まいや施設の整備

(2) 地域密着型サービスの整備予定

【図表－地域密着型サービスの整備予定】

	第7期計画分までの総利用定員	令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域密着型 特別養護老人ホーム	58人	—	—	—
地域密着型 特定施設入居者生活介護	29人	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	288人	—	36人	—
小規模多機能型居宅介護	8事業所	—	—	—
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	4事業所	—	1事業所	—
看護小規模多機能型 居宅介護	0事業所	—	1事業所	—

第3節 住まいの確保と多様な住まい方の支援

高齢者のニーズが介護も含め多様化する中、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、地域生活の基盤である住まいの確保はますます重要となります。

また、厳しい社会経済情勢等を背景に、住まいを自力で確保することが難しい高齢者が今後も増加することが予測されます。その中で住まいに困窮する高齢者の居住の安定を確保するために、平成29年4月に「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」の一部が改正され、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や住宅確保要配慮者の入居円滑化等が位置付けられました。

平成29年3月に「埼玉県高齢者居住安定確保計画」が策定され、本市でも同じく平成29年3月に「所沢市住生活基本計画」が策定されており、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりなどの取組が位置付けられています。これらの計画との連携を図り、高齢者の住まいの確保と多様な住まい方の支援を推進します。

【住宅確保要配慮者】

高齢者や障害者、低額所得者等の住宅の確保に特に配慮を要する者を指します。

第6章 高齢者関連施策の実施による住みよいまちづくり

急速な高齢化により、ライフスタイルや生活課題も多様化しています。高齢者がそれぞれの暮らす地域で自立した生活を送るためには、生活課題やニーズを的確に把握し、それらに対応した多様な支援や居住環境整備が求められています。

そのため、高齢者福祉・介護実態調査の結果も踏まえ、高齢者が安心して生活を送れるよう、住みよいまちづくりの視点で支援や環境整備を行います。

第1節 高齢者関連施策の実施による住みよいまちづくり

(1) 高齢者等に優しいまちづくり（ハード面）

誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例（埼玉県建築物バリアフリー条例）」、「埼玉県福祉のまちづくり条例」、「所沢市街づくり条例」等の関係法規を踏まえ、公共交通機関や道路、施設の整備・改善を積極的に推進し、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの実現に取り組んでいきます。

(2) ところバス・ところワゴンの運行

市民の公共交通手段確保の一環として、現在6コースで市内循環バス「ところバス」を運行しています。

ところバスは、車いすでの乗降にも対応するため、車いす対応リフト付ツーステップバスや、ノンステップバスにより運行を行っています。

ところバスに加えて、地域の需要に応じたきめ細やかな公共交通を整備するため、乗合ワゴンの「ところワゴン」を令和3年4月より三ヶ島地区に導入します。また、令和4年度以降には、富岡地区、柳瀬地区にも「ところワゴン」を導入する予定です。

ところワゴンは、乗降ステップ、手すり、車いす用電動リフトを装備しており、高齢者や車いすの方でも安心して利用いただけます。

また、市内にお住まいの高齢者や障害者手帳等を所有する方に割引運賃又は無料で乗車できる特別乗車証を交付するなど、高齢者等の交通弱者支援及び交通利便性の向上を図っていきます。

(3) 交通安全対策

高齢者の交通事故を防止するため、警察や交通安全推進団体・機関等が連携した「所沢市交通安全推進協議会」を推進母体とし、市民への交通安全意識の高揚を図っていきます。

特に自転車の運転を行う高齢者に対しては、身体機能の低下を踏まえた運転についての理解の向上を促すよう、埼玉県警察が実施する高齢者自転車運転免許制度へ協力しています。

交通安全に関する教室や講習については、高齢者の交流の場である老人福祉センター、老人憩の家及び高齢者大学等の場を活用し、より多くの方が参加できるよう努めています。

また、高齢者による交通事故の減少を図るため、市内にお住まいの65歳以上の運転免許証自主返納者に対して、ところバスの1年間無料乗車券の交付を行い、高齢者の運転免許証自主返納の推進を支援していきます。

(4) 高齢者のためのごみ収集支援

高齢者の健康状態や障害等により、自分でごみを集積所へ出すことが困難な方に対して、戸口先で直接ごみ収集する「ふれあい収集」を実施しています。収集時には希望に応じて「声かけ」による安否確認を行っています。

また、粗大ごみについては、家族や友人等の協力を得られず、自宅から運び出すことが困難な1人暮らしの高齢者や身体に障害のある方などに対して、「粗大ごみ訪問運び出し収集サービス」を実施しています。

(5) 災害時における高齢者への支援

避難行動要支援者支援事業（P87 参照）を実施し、災害発生時等の安否確認や避難誘導を円滑に行うための体制づくりを進めています。

